

平和の森公園多目的運動広場の暫定利用ルールの変更について

平和の森公園多目的運動広場の全面開園までの間の暫定利用ルールについて、軟式野球の利用の拡大を図るため、予約方法を変更する。

１ 変更点

変更後	現行
高校生以上で構成された区民団体（区内に在学、在勤、在住している者のみで構成された団体）が軟式野球に利用する場合、 <u>他の利用種目における区民団体と同様に、利用希望月の前々月の１０日から１９日まで間に施設予約システムにより予約受付、同月の２０日に抽選</u>	高校生以上で構成された区民団体（区内に在学、在勤、在住している者のみで構成された団体）が軟式野球に利用する場合、 <u>一般団体（区民団体以外の団体）と同様に、利用希望月の前月の１日より予約受付開始</u>

※下線が変更箇所

２ 変更時期

令和元年１２月利用分から変更する。